

査読の手引き

一般社団法人 日本音響学会 編集委員会

1. 査読の基本方針

- 査読は、本学会の発展と会員の利益を念頭におき、本学会の分野で学問・産業の発展のために何らかの意味で良い影響を及ぼす可能性のある論文等を学会誌に積極的に掲載するために行うものです。
- 査読は、公平・正確を旨とします。したがって個人の見解や好みをまじえず、公平な立場をとる必要があります。見解の相違などがある場合には、論文などが学会誌に掲載されてから、一会員の資格で誌上討論を展開することとします。
- 査読に当たっては、有益な論文等を迅速に掲載することを基本方針とします。従って、表現などにおける多少の欠点にはこだわらないこととします。また、論文等の作成指導は行わないこととします。ただし、適切な助言によって論文等の内容が改善されると思われる場合には、その助言を「参考意見」として付すことができます。後述のように「参考意見」は「掲載の条件」と明確に区別されるものであることにご注意下さい。
- 査読の関係者は、それによって得られた情報を悪用したり、秘密にすべき事項を漏らしたりするなど、投稿者の利益に反し本学会の名誉を傷つけるような行為をしてはなりません。

2. 査読期間及び査読者数

表1 和文誌の査読期間及び査読者数

種別	査読期間	査読者数
論文	28日	2名以上
技術報告	28日	1名以上
研究速報	14日	1名以上
総説	28日	2名以上
寄書	14日	1名以上
技術プラザ	担当編集委員が決定する	

※査読期間は1回目、2回目ともに同じ

表2 AST 誌の査読期間及び査読者数

種別	査読期間	査読者数
Paper	28日	2名以上
Technical Report	28日	1名以上
Acoustical Letter	14日	1名以上
Review	28日	2名以上
Short Note	14日	1名以上
Translated Paper	編集委員会が決定する	
Translated Letter	編集委員会が決定する	

※査読期間は1回目、2回目ともに同じ

3. 評価及び判定の要領

3.1. 評価の要領

論文及びPaper, 技術報告, Technical Report, 研究速報, Acoustical Letter, 総説, Review, 寄書, Short Note (以下論文等という) の評価は, 付録: 査読の基準及び附表: 査読の基準と重点の置きかたのとおりとします。

また, 著作権が他にある著作物及び二重投稿の禁止等については, 投稿の手引きのとおりとします。

なお, 評価にあたり, 下記の点も配慮することとします。

- ① 新規性については, 内容が公知・既発表, 又は既知のことから容易に導きうるものでないことを基本として判定しますが, 著者の独創による部分と従来からの知見による部分とが明確に区別して記述されているか否かも判定の対象となります。
- ② 後述のように, システム開発を主題とした論文では, 技術の組み合わせの新しさ, システムとしての新しさ, それで得られた知見の新しさ, なども新規性の対象とします。
- ③ 少なくとも著者の一人が関係している研究会資料, 学会講演論文集等は, 公知・既発表として扱いませんが, 投稿以前に他人が同一内容を研究会, 学会講演で発表している場合には, 新規性がないと判定します。ただし, 査読者はこれら口頭発表の資料まで厳密に調査する必要はなく, 査読者の持つ情報で判定して構いません。
- ④ 有効性は, 音響学分野の学問, 技術の発展にとって有効かどうかについて判断することを基本とします。
- ⑤ 論文・Paper の新規性, 有効性の両方が, 技術報告・Technical Report は有効性及び信頼性が, 研究速報・Acoustical Letter は新規性, 有効性のいずれかが認められれば, 掲載の条件を満たすこととします。
- ⑥ 論文等の内容に関する最終責任は著者にあるので, 信頼性の判定において, 査読者が計算や実験の過程を逐一たどる必要はありません。
- ⑦ 了解性については, 内容の厳密性を損なわない範囲で, 専門からやや外れた分野の読者にも理解できるように書かれているか否かを判定基準とします。ただし, 研究速報及びAcoustical Letter, 寄書, Short Note は, 論文及びPaper, 技術報告, Technical Report ほどの高い了解性は要求しませんが, 少なくとも同じ分野の会員に理解できることを判定基準とします。
- ⑧ 書き方, 議論の進め方等に不明確な点が多く, 内容を的確に判定することが困難な論文等は, 了解性の点で掲載不相当とし, できるだけ早く著者に返し, 再投稿を促すこととします。
- ⑨ 英文の質については, 内容が理解できれば良いとし, 著しい完成度・格調の高さは要求しません。原則として英文添削制度を適用するものとします。
- ⑩ 体裁評価の基準は, 投稿規定に従って原稿が構成され, 記述されていることです。投稿規定からの逸脱が軽微であれば, 掲載の条件として規定を遵守するよう修正を指示し, 逸脱が著しい場合には, 掲載不相当と判断することとします。
- ⑪ 題名は簡潔かつ平易である必要があります。不適切と判断される場合は, 査読報告書の所定の欄を用いて指摘してください。題名においては, 原則として略号の使用を認めておりません。また, その分野において十分認知されていない用語の使用も避けるべきです。「新～」 「novel～」 など, 客観性に欠ける修飾語の使用も好ましくないと考えられます。これらの点に特に注意してください。
- ⑫ 図・表については, 特に見やすさに留意することとします。

- ⑬ 引用文献については、指針、Preprint、学会講演論文集、及び研究会資料等のような一般に入手し難いものはできるだけ引用を避けることとしますが、プライオリティを尊重する上で必要と判断される場合には、その内容を本文中に簡潔に記した上で、参考文献(References)に出所を明記させることにします。
- ⑭ 査読を受けていない研究会資料・学会講演論文集等の内容を根拠にして、議論を進めた論文については、その根拠の妥当性・信頼性も査読の対象となります。
- ⑮ システム開発を主題とした論文を査読する際は、特に下記の点にご留意下さい。
- 既存技術の統合によりシステム開発が行われたとしても、組み合わせの新しさ、システムとしての新しさ、それで得られた知見の新しさ、などを新規性の対象とします。
 - 従来と比べて総合的、または部分的に優れていることが了解できるように記述されていれば有効性があると判断します。これが論理的に述べられていれば、必ずしも実験データは必要ではありません。なお、著者の希望により実際に動作している映像などの参考資料を査読用に添付できることになっております。
 - 開発環境条件、統合した技術内容、それによってどのような結果が得られたのかが明確に記述されていれば信頼性があると考えます。
- ⑯ 研究速報及びAcoustical Letterに発表した内容を充実させて和文誌の論文及び技術報告,AST誌のPaper, Technical Reportとして投稿されている場合、先行する発表が引用されている必要があります。

3.2. 判定の要領

判定は、**そのまま掲載可**、**条件付掲載可 (掲載可及びそのまま掲載するには不相当)** 及び**掲載不相当**のいずれかとします。

掲載可及びそのまま掲載するには不相当の判定を、**条件付掲載可**と呼びます。

なお、判定にあたり、記載いただく「掲載の条件」や「参考意見」は、AST誌に投稿された論文等に対しては、英文で記載してください。なお、AST誌の査読コメントを記載する欄には「参考意見」の項目がないため、参考意見は「Reference Opinion」として、参考意見であることをわかりやすく記載してください。

A. そのまま掲載可

下記の判定に当てはまらず、そのまま掲載してよいと思われる場合、この判定を取ります。原則として、修正なしに学会誌に掲載します。ただし、この判定でも極めて軽微な修正は提示でき、A' とします。

B. 条件付掲載可：掲載可

少数の誤記、脱字、不注意な誤りなど、軽微な修正を必要とする場合、この判定を取ります。「掲載の条件」を記載して下さい。「参考意見」を併記しても結構ですが、「掲載の条件」との区別を明確にして下さい。なお、修正原稿の再査読を編集委員に一任する場合はB+、査読者が行う場合はB-とします。2回目の査読の判定にこの判定を取ることはありません。

C. 条件付掲載可：そのまま掲載するには不相当

そのまま掲載するには不相当であるものの、掲載可とするために必要な条件（修正箇所、修正方針）を明示的に示すことが可能であり、修正が可能と思われる場合、この判定を取ります。「掲載の条件」を記載して下さい。「参考意見」を併記しても結構ですが、「掲載の条件」との区別を明確にして下さい。なお、修正原稿の再査読は、同一の査読者が行います。修正にかなりの労力を要すると判断される場合であっても、掲載の条件に沿って修正を施した後、論文の基本的な論旨に

大きな変更は生じないと判断される場合にはこの判定とすることを推奨します。2回目の査読の判定並びに技術報告及び Technical Report, 研究速報, Acoustical Letter, 寄書, Short Note の判定にこの判定を取ることはありません。

条件付掲載可では、明確な「掲載の条件」を著者に提示することが肝要です。「掲載の条件」は掲載可の判定を得るために必ず著者が満たさねばならない項目であり、論文をよりよくするための「参考意見」とは充分区別するようご注意ください。

2回目の査読では新たな「掲載の条件」を追加することなく、1回目の査読で自らが示した「掲載の条件」が満たされたか否かのみを判断ください。他の査読者が示した「掲載の条件」の判断やコメントは行わないでください。

D. 掲載不相当

明らかな誤り、内容の不備、論文等作成上の不手際などがあり、論文に本質的な問題がある場合、この判定をとります。

また掲載可とするために必要な条件（修正箇所、修正方針）を示すことが可能であっても、修正の範囲が極めて広範にわたる場合など、修正後の論文の基本的な論旨に大きな変更が生じる可能性が高いと判断されるときには、この判定を取ります。投稿者への連絡欄に、この判定に至った理由を明記して下さい。新規性に問題があると判定する場合は、先行研究に関する文献を提示するなど、その根拠となる資料を具体的に指摘して下さい。

なお、掲載不相当と判定された論文でも、その研究内容には価値が認められる場合が少なくありません。その場合には、全面的な修正を行った上で再投稿することを促すこととします。また、たとえば論文及び Paper としては掲載不相当であるが、技術報告及び Technical Report や、研究速報及び Acoustical Letter, 寄書及び Short Note, としては掲載可となる見込みがあるとみなされるものは、その旨を参考意見として記して再投稿を促すこととします。

1 回目の査読の判定 : A, B, C 又は D

ただし、技術報告及び Technical Report, 研究速報, Acoustical Letter, 寄書, Short Note は A, B 又は D

2 回目の査読の判定（同一の査読者による） : A, A' 又は D

これ以外の判定を選択せざるをえないなどの問題がある場合には担当編集委員に相談下さい。

表 3 著者の修正期間

判定	論文及び Paper, 総説, Review の修正期間	技術報告及び Technical Report, 研究速報, Acoustical Letter, 寄書, Short Note の修正期間
A'	30 日	30 日
B	60 日	30 日
C	60 日	-

特集後の場合、修正期間を編集委員会の判断で 60 日より短縮することがある

最終原稿の提出期間は 30 日である

最終決定は、編集委員会の責任で行います。したがって、個々の査読者の判定結果と相違する結論が出ることもあり得ますので、ご了承下さい。このようなことは、査読者が 2 名以上の場合には少なからず生じます。また、1 名しか査読者の見当がつかない分野で、その査読者が D と判定した場合でも、その理由が極めて明白で疑問の余地がない場合を除き、異なる立場（たとえば、学問的立場に対する産業的立場）の別の査読者に査読を依頼して公平を期することもあります。

4. その他

査読者の氏名は、著者には知らされません。なお、担当編集委員の氏名は、著者に知らされることがあります。

専門分野が合わない、時間がとれないなどのために査読が出来ない場合は、すみやかに担当編集委員又は学会事務局に連絡して下さい。その他、査読に関する疑問・意見・相談事項については、担当編集委員又は学会事務局に連絡して下さい。

以上